

山口市環境基本計画の中間見直し方針

本市においては、平成30年3月に、目指す環境像を「人と自然が共生し みらいにつなげる 持続可能なまち やまぐち」とする、山口市環境基本計画を策定し、市民や事業者、民間団体と連携・協働し、諸施策を計画的に推進しているところである。

計画策定後、令和4年度末で5年が経過すること及びその間の本市を取り巻く環境に係る社会情勢の変化等を踏まえて、この度、山口市環境基本計画の中間見直しを行うこととする。

なお、本計画の見直しに当たっては、本計画において環境分野の個別計画として位置付けている山口市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び、今後策定を予定している山口市気候変動適応計画を本計画に包含する形で行うこととする。

1. 環境に係る社会情勢の変化について

【脱炭素社会に向けた取組の強化への対応】

「地球温暖化に関する動向」

国においては、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」とされ、本年4月には、従来の削減目標を大きく上回る「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度と比較して46%削減」の方針が掲げられたところである。

また、本年6月9日に国・地方脱炭素実現会議で決定された「地域脱炭素ロードマップ」において、2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくることとされ、全国で重点対策を実行することとされている。

本市においても、ゼロカーボンシティ宣言を行ったうえで、「脱炭素先行地域」への選定を目指すこととしている。

「具体的な見直しの方向性」

国の目標を踏まえる形で、本市の温室効果ガス排出量削減目標の見直しを行う。

国の目標 2030年度までに46%削減（従来の目標：26%削減）

市現行計画の目標 2027年度までに20.4%以上削減

脱炭素先行地域における先導的な取組を含む、地域脱炭素に向けた本市の具体的な取組の方向性の検討を行う。

【プラスチック資源循環をはじめとする循環型社会構築への対応】

「プラスチック資源循環に関する動向」

プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制等強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性の高まりとともに、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要性から、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が策定されたところである。

特に、家庭から排出されるおもちゃやハンガーなどのプラスチック製品（硬プラ）を市町村が分別収集・再商品化することが示されたところであり、現在、本市においては、硬いプラスチックについては、最終処分場において埋め立て処理をしていることから、令和4年度中に見直しを予定している「山口市一般廃棄物処理基本計画」の中で今後の収集方法及び処理方法を検討することとしている。

「具体的な見直しの方向性」

国のプラスチック資源循環の促進等に関する法律、「在策定中の山口市一般廃棄物処理基本計画との整合を図る形で、ごみ排出量及びリサイクル率等の目標数値の見直しを行う。

【自然共生社会への対応】

「生物多様性に関する動向」

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国的基本的な計画である生物多様性国家戦略について、2020年から次期戦略の策定に向けた検討が開始されたところである。

「具体的な見直しの方向性」

国の新たな生物多様性国家戦略及び県の生物多様性やまぐち戦略を踏まえて、本市の豊かな自然環境を保全するとともに、特に、生物多様性の確保及び生態系等への影響が懸念される外来種への具体的な対策の見直しを行う。

2. 第二次山口市総合計画後期基本計画との整合

令和4年度中に策定予定の第二次山口市総合計画後期基本計画との整合を図ることとし、山口市環境基本計画に掲げている各施策や事業、数値目標等について見直しを行うとともに、新たな取組の検討を行うこととする。

3. 見直しの背景

【国】

環境基本計画（第5次）	(平成30年4月)
循環型社会形成推進基本計画（第4次）	(平成30年6月)
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	(令和3年5月)
地域脱炭素ロードマップ	(令和3年6月)
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	(令和3年6月)
プラスチック資源循環戦略	(令和元年5月)
海洋プラスチックごみ対策アクションプラン	(令和元年5月)
生物多様性国家戦略	(令和3年度：次期戦略の検討着手)
食品ロスの削減の推進に関する法律	(令和元年10月)

【山口県】

山口県環境基本計画（第4次計画）	(令和3年3月)
山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）	(令和3年3月)
山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）	(令和3年3月)
山口県食品ロス削減推進計画	(令和3年3月)
山口県海岸漂着物対策推進地域計画	(令和3年3月)

【山口市】

【環境関連計画等】

山口市一般廃棄物処理基本計画	(令和4年度中に見直し)
第二次エコフレンドリーオフィスプラン	(令和3年3月)
山口市災害廃棄物処理計画	(平成31年3月)

【その他計画等】

第二次山口市総合計画後期基本計画及び各種部門計画	(令和4年度中に見直し)
--------------------------	--------------

4. 見直し体制

本計画の中間見直しについては、山口市環境基本条例第33条第2項の規定により山口市環境審議会へ意見を求めるとしており、審議会においては、当委員及び外部の有識者で構成する「策定部会」を設置し、部会を通じて調査・審議を行うこととする。

府内においては、山口市環境施策推進委員会及び経営会議で調整、決定を行うこととする。